

日高町肥料高騰対策緊急支援金のご案内

日高町では、化学肥料の価格高騰の影響を受け生産コストが上昇している農業者の方々への支援策として、次のとおり支援金交付事業を実施します。

【事業概要】

肥料価格の高騰による農業生産者の負担軽減を図るため、自己の営農に必要な化学肥料の購入費用に対して、前年度から増加した化学肥料購入費の30%以内の額(千円未満切り捨て)を支援金として交付します。

【交付対象等】

- ・交付対象となる農業者(生産者)の方は、日高町に住所(所在)を有する個人・法人等で、令和4年中に農畜産物(米・野菜・果樹・生乳・肉用牛・軽種馬等)の生産・販売を行っている方が対象です。
- ・交付対象となる化学肥料の購入費は、令和4年4月1日から令和4年12月31日までに購入又は発注が確定している化学肥料の購入費(支払い金額が確認できるもの)です。

【支援金額】

- ・前年度から増加した化学肥料購入費の30%以内の額を交付します。
(千円未満切り捨て、上限額30万円)

※計算式

[当年の肥料費 - (当年の肥料費 ÷ 国が定める高騰率)] × 30%以内

※計算例(当年の肥料費が50万円の場合)

[500,000円 - (500,000円 ÷ 1.4)] × 30% = 42,857円 ≒ 42,000円

【交付申請に必要な書類】

- ・日高町肥料高騰対策緊急支援金交付申請書
- ・令和3年分所得税申告関係書類(写し)
※法人等の場合は令和3年分決算報告書(写し)
- ・化学肥料の購入が確認できる書類(写し)
(納品書、請求書、領収書等)
- ・振込先口座の通帳(写し)
- ・本人確認書類(写し)※免許証など

【申請期限及び申請先】

- ・申請期限
令和5年1月31日まで
- ・申請先(問合せ先)
日高町役場産業課
農政・畜産グループ
TEL 01456-2-6185

【留意事項】

- ・原則として、肥料法に基づく化学肥料の購入費が対象です。
- ・交付申請書は町ホームページから取得可能です。
- ・当支援金は、税務申告上「課税対象」となります。

